三、工場主ノ都合ニ依ル臨時休業ヲ為シタル時ハ日給ノ全額
ヲ支給スル
四、ユニオン[illegible]ノ協定ニ対シテハ毎日三十分ヲ[illegible]支給スル
五、従業員食堂ヲ設置スル
六、手当一日一円ヲ支給スル
然ルニ二十日ニ廿六日ノ両日ニ亘リ[illegible]会見折衝シタルモ[illegible]
争議団側ノ[illegible]強硬ニシテ妥協成ラズ会社側ハ全従業員
解雇ノ挙ニ出デ[illegible]不可能ナリト[illegible]応援
組合ヲ除外シ無条件復職ノ協定ヲ[illegible]廿七日解決ヲ告ゲ
タリ、

⑨中村伸銅所

労働者　二三名

要求者　全員　依田[illegible]　男子従工代表[illegible]
要求理由
工業主ハ従業員中ノ一方的解雇ニ加盟スル者ノ名ヲ採用スル
制シ待遇改善上ノ協議ニ応ズルヲ阻ヘシ三月十七日従業員
一同ノ名ヲ以テ要求書ヲ提出セリ、
一、賃金値上ヲ左ノ通リナサレタシ
日給一円以上二割　一円以下二割五分ノ値上ゲナサレタシ
二、女工二割ノ賃銀昇給ヲナサレタシ
三、退職手当ノ制定、
四、勤務時間ハ七時間ニナサレタシ
五、寄宿舎、食堂ヲ改善セラレタシ
六、公傷ノ場合ハ日給ノ全額ヲ支給セラレタシ
七、工場主ノ都合ニ依ル休業ノ場合ハ日給ノ全額ヲ支給セラ